

中小企業等支援事業の申請を受け付けます。

市では、中小企業等（農林水産業を主とする事業者は対象外）の意欲的な取り組みを支援することを目的としてさまざまな支援メニューを創設しています。

企業向けだけでなく、働く方向けの助成制度もあります。また、訪問して説明することもできますので、お気軽にお問い合わせください。

●申込・問合せ

商工観光課商工振興係
(内線 1254)

【胎内市中小企業等支援事業】 ※発注・契約をする前に申請が必要です。必ず事前にご相談ください。

対象	事業名	概要	補助金等
事業者	つながる支援事業	事業承継に伴う、手続き経費・市内店舗等の改修工事費機器購入・承継後のPR活動の経費が対象（事業承継しようとする者が承継後3年までで、常時雇用者5人以下の事業者を対象）	◆補助対象経費の1/2補助(上限25万円) (同一事業者による申請は1回)
	始める支援事業	市内での新規または第2創業（いずれも創業後3年までを対象）の際に必要な機器等の購入費、自社店舗等の工事費などが対象	◆補助対象経費の1/2補助(上限10万円)
	創業後支援事業	中小企業診断士や税理士などの専門家と連携して、経営改善計画等の作成や見直し等を行う際の経費や、計画に基づいた改善に取り組む際の事業費が対象 ※右記①、②それぞれで申請可	◆補助対象経費の10/10補助(上限10～30万円) ①経営改善計画書整備費(上限10万円) ②経営改善取り組み経費(プレゼンの有無により上限10～30万円、プレゼン日程は事前に確認してください) ※創業後3年を経過している事業者が対象。取り組みの一環としての機器購入等も可
	育てる支援事業	役員もしくは従業員の研修会参加費等、または研修会開催時の講師謝礼が対象	◆研修参加費…補助対象経費の10/10補助(2万円を超えない場合) ※超えた場合は超えた額の2分の1に2万円を加えた額(1事業者上限3万円) ※公共交通機関、有料道路を利用した際の経費も対象 ※複数回申請可、ただしその合計額が上限を超えないこと ◆研修会開催…補助対象経費の1/2補助(上限2万5千円)
		会社説明会参加経費、資料等の外注費または会社説明会開催および求人サイト等への登録にかかる経費、求職者向け動画制作、求人活動のためのWEBサイトの改良等に係る経費	◆補助対象経費の1/2補助(上限10万円) ※公共交通機関、有料道路を利用した際の経費も対象 ※複数回申請可、ただしその合計額が上限を超えないこと
		【新】福利厚生支援費 従業員の福利厚生のために実施する事務所等のリフォームまたは就業規則等の整備改正等（専門家からの指導含む）に係る経費	◆補助対象経費の1/2補助 ①施設等整備(上限30万円) ②就業規則整備等(上限10万円) ※同一事業者による申請は、それぞれ1回限り
	市場調査支援事業	自社商品等の販路拡大を図るための市場調査にかかる委託費が対象	◆補助対象経費の1/2補助(上限15万円)
	胎内市販路開拓事業	自社の商品、サービス等の販路開拓のために展示商談会等（販売を伴うイベントを含む）に参加する際の経費およびWEB上での自社PR経費（展示商談会等に参加しない事業も可）の一部を補助	◆県内出展および出展を伴わない事業(上限5万円) ◆県外出展(上限15万円) ※複数回申請可、ただしそれらの合計額が年度内に上限額を超えないこと ※参加申込後の申請可、ただし出展の7日前までの申請が必要
	新事業 新しい生活様式対応支援事業	「新しい生活様式（感染対策等）」に対応するために実施する、店舗等のリフォームおよび機器等購入費（消耗品は対象外）	◆補助対象経費の1/2補助(上限10万円) ※令和3年度中の申請においてのみ、令和2年12月1日から同年3月31日までに購入および納品を受けた感染症防止に関する経費を対象に含めることが可能
	雇用された方	はたらく支援事業	令和3年1月以降に市内へ転入し、令和3年4月以降市内の中小企業者等へ就職（または新規創業）し、定住の意思がある人が対象